



## 地域共生社会の在り方検討会議について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 中野 篤子

### 1. 成年後見制度の見直しに向けた動き

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、平成29年3月に第一期成年後見制度利用促進基本計画が、さらに令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が策定され、今年度は中間年度にあたる。「第二期計画」については、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）において中間検証に向けた検討が進められている。

「地域共生社会の在り方検討会議」（以下「本検討会議」という。）は、今年6月に新しく厚生労働省に設置された会議体である。「地域共生社会の実現」に向けた動きの中で、専門家会議の議論や、法制審議会民法（成年後見等関係）部会での法改正の動きを踏まえつつ、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の見直しや福祉制度との連携について議論されることになる。本検討会議を開催するにあたり、当法人へ構成員の推薦依頼があり、筆者が参加することになった。以下本検討会議の概要について報告する。

### 2. 地域共生社会の実現に向けた本検討会議の議論の視点

「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされている。（本検討会議厚生労働省資料より）

「地域共生社会の実現」に向けた取り組みについては、平成29年の社会福祉法改正において同法に地域福祉推進の理念を定めるとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され（法106条の3）、令和2年の改正で、包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財源支援等が規定されている（法106条の4）。

さらに、令和2年の改正法の附則において、施行後5年を目途として、施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる旨を規定している。このことから地域共生社会の実現に向けて改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取り組みの方向性について、また、身寄りのないものが抱える課題等への対応及び対応にあたっての他分野の連携・協働の在り方等について検討することを目的として本検討会議は開催されることとなり、（1）地域共生社会の実現に向けた方策（2）社会構造の変化等に伴う、身寄りのないものが抱える課題等への対応及び他分野の連携・協働の在り方（3）成年後見制度の見直し

に向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の3点が検討事項としてあげられている。

本検討会議の座長は宮本太郎中央大学法学部教授、構成員は福祉や司法の研究者、自治体や社会福祉協議会の担当者、地域における取り組みの実践者等で、成年後見に携わる実務家の団体として当法人からも構成員を出している。

### 3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化に向けた連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

令和6年8月21日に開催された第3回の本検討会議は、成年後見制度及び総合的な権利擁護支援策の充実が議題となった。現在法制審議会民法（成年後見等関係）部会において制度の見直しが議論される中で、本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるとした場合、判断能力が不十分な人の地域生活を支えるためにどのような連携・協力体制が構築されるべきか、また中核機関に求められる新たな役割やその位置づけについての検討がなされた。

厚生労働省の説明の後、参考人として出席されている法制審議会民法（成年後見等関係）部会長の山野目章夫早稲田大学教授より福祉と司法の架橋の必要性、福岡県大川市の持続可能な権利擁護支援モデル事業の取り組み、尾張東部権利擁護支援センターの地域連携ネットワークの取り組みと中核機関の果たすべき役割、最高裁判所事務総局家庭局より取り組みの現状と課題や中核機関の法制化について意見が出された。

これらを踏まえ、会議では、現在モデル事業として実施されている総合的な権利擁護支援策や、日常生活自立支援事業のさらなる体制整備が求められること、家庭裁判所等との情報共有や連携のためには中核機関の法制化が必要であることなどの意見交換がなされた。今後、総合的な権利擁護支援策や中核機関について社会福祉法の改正など法的な位置づけも視野に入れた検討を進めていく必要性を確認できたように思う。

### 4. 今後について

今後、本検討会議は有識者や自治体等からのヒアリング等を行い、年度末にかけて月1回程度開催される予定である。その後令和7年夏ごろまでに本検討会議としての取りまとめを行った後、令和7年度以降関係審議会では社会福祉法改正に向けた検討が進むことになる。

成年後見制度は、現在並行して専門家会議や法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、制度の見直しや体制整備に向けた議論が進んでいる。当法人の役員は、各会議の委員等に就任しており、それぞれの動きについて情報を共有しつつ意見を述べている。これからも「後見の専門職団体」としての活動実績に基づき、必要な人に活用される成年後見制度に向け、様々な機会をとらえ、意見を述べ、発信を続けていきたいと考えている。参考：「地域共生社会の在り方検討会議」厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40780.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html)